

# 医療費の所得控除について

- ・ 医療費が多めにかかった年は、確定申告をすると所得控除が受けられることがあります ・

## 《確定申告とは》

毎年1月1日から12月31日までの一年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算する手続きです。

## ◆医療費控除とは？

その年の1月1日から12月31日までの間に、本人や扶養している家族のために医療費を支払った場合は、次のとおり（※1）計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

### ★医療費控除の計算方法（※1）

その年中に支払った医療費	－	*保険金などで補てんされる金額	－	10万円又は所得金額の5% (どちらか少ない額)	=	医療費控除 (最高200万円)
--------------	---	-----------------	---	-----------------------------	---	--------------------

▶未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

★今年は医療費がかかりそう…と思ったら、領収書を保管しておきましょう。

## ◆医療費控除を受けるには

- ▶確定申告書に医療費控除に関する事項・その他の必要事項を記載して、所轄税務署長に提出します。または、電子申告にて申告します。
- ▶医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付する必要があります。国税庁ホームページ掲載の様式から作成することもできます。

### \*保険金などで補てんされる金額とは

- (例) ●生命保険契約などで支給される入院費給付金  
●健康保険などで支給される高額療養費・  
家族療養費・出産育児一時金 など

(注) 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きしますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

